

令和5年度事業者集団指導

- 1 障害児通所支援事業所等の留意事項について
- 2 児童送迎用車両への安全装置装備について

令和5年10月13日(金)
山梨県福祉保健部障害福祉課

- 1 障害児通所支援事業所等の留意事項について

令和5年10月13日(金)
山梨県福祉保健部障害福祉課

令和3年度報酬改定の経過措置	
障害児通所支援	<p>人員基準の見直し (児童発達支援及び放課後等デイサービス)</p> <p>・専門性及び質の向上に向けて、「障害福祉サービス経験者」を廃止し、保育士・児童指導員のみ人員基準が見直された。 ▶ 令和3年3月31日時点で旧基準に基づく指定を受けている事業所については、2年間の経過措置を設ける。</p> <p>[旧基準] 指定児童発達支援の単位ごとに、児童発達支援の提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、障害児の数の区分に応じ、それぞれ定める数以上となるよう配置。(放課後等デイサービスも同様。)</p> <p>[現行] 指定児童発達支援の単位ごとに、児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、障害児の数の区分に応じ、それぞれ定める数以上となるよう配置。(放課後等デイサービスも同様。)</p> <p>令和3年3月31日時点で指定を受けていた事業所で、「障害福祉サービス経験者」を配置している事業所は、令和5年4月1日から「障害福祉サービス経験者」に代えて保育士・児童指導員の配置が必要。</p>

令和3年度報酬改定の経過措置	
障害児支援	<p>感染症や災害への対応力強化</p> <p>1 感染症対策の強化(全サービス) ○全ての障害福祉サービス等事業者に、感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底を求める観点から、<u>委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施</u>を義務づける。</p> <p>2 業務継続に向けた取組の強化(全サービス) ○感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、<u>業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等</u>を義務づける。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center; background-color: #4a86e8; color: white; padding: 10px; border-radius: 10px;">令和6年度から義務化</p>

令和3年度報酬改定の経過措置

障害児支援

障害者虐待防止の更なる推進

障害者虐待防止の更なる推進のため、運営基準に以下の内容が盛り込まれた。

〔旧基準〕

- ① 従業者への研修実施（**努力義務**）
- ② 虐待の防止等のための責任者の設置（**努力義務**）

〔現 行〕

- ① 従業者への研修実施（**義務化**）
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会(注)を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する（**義務化（新規）**）
- ③ 虐待の防止等のための責任者の設置（**義務化**）

(注)虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等

↓

令和4年度から義務化（令和3年度は努力義務）
事業所の運営規程に、講じた措置の記載が必要

令和3年度報酬改定の経過措置

障害児支援

身体拘束等の適正化の推進

- ① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。 従前からの義務
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に関懐するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。 令和4年度から義務化
※令和3年度は努力義務
- ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

※ 虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものとみなします。

↓

①から④を満たしていない場合に、基本報酬を減算
ただし、②から④については、令和5年4月から適用

定員超過利用減算について	
障害児通所支援	障害児通所支援における定員超過利用減算の取扱いについて (児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス) ※障害児入所施設にも当該減算あり
<p>児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける定員超過利用減算が適切に算定されおらず、障害児通所給付費が過大に支給されている事例が、会計検査院の検査で全国的に確認されています。</p> <p>詳細については、令和4年3月7日付け障第6346号「障害児通所支援における定員超過利用減算の取扱いについて（通知）」のとおりですが、改めて次のとおり適切な事務処理をお願いします。</p>	
<p>○定員超過利用減算の要件について、別紙2「障害児通所支援における定員超過利用減算の要件等について」により再確認を行うこと。</p> <p>○毎月の報酬の請求に当たり、定員を超過して利用者を受け入れている事業所において、定員超過利用減算の算定の要否を別添の「障害児通所支援事業所における定員超過利用減算対象確認シート」を用いて確認すること。</p>	
<p>※確認シートにより定員超過利用減算の算定が不要と確認した月であっても、当該月のうち、1日に利用定員の150%を超えるなど一定の範囲を超えて障害児を受け入れた日がある場合には、当該日について定員超過利用減算の算定が必要となる点に留意</p>	

誤り等の多い加算	
障害児通所支援	福祉専門職配置等加算について
<p>○福祉専門職配置等加算（Ⅰ） 常勤の児童指導員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師（以下「福祉専門職」という。）の割合が35%以上</p> <p>○福祉専門職配置等加算（Ⅱ） 常勤の児童指導員のうち、福祉専門職の割合が25%以上</p> <p>○福祉専門職配置等加算（Ⅲ） ①児童指導員若しくは保育士のうち、常勤配置が75%以上 ②常勤の児童指導員若しくは保育士のうち、勤続3年以上の割合が30%以上</p>	
障害児通所支援	欠席時対応加算について
<ul style="list-style-type: none"> 急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合 障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談支援を行うこと 当該相談援助の内容を記録すること 	

誤り等の多い加算

障害児通所支援

児童指導員等加配加算について

○通常求められる従業者の員数に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を配置している場合に加算

※通常求められる従業者の員数

⇒給付費の算定に必要な員数：児童指導員または保育士のみではなく、
管理者・児童発達支援管理責任者含む

※加配となる従業者を**月の常勤換算で1人以上**配置すること

2 児童送迎用車両への安全装置装備について

令和5年10月13日(金)
山梨県福祉保健部障害福祉課

「こどものバス送迎・安全徹底プラン」

指定基準省令改正

○児童福祉法に基づく

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準
(令和5年3月31日厚生労働省令第48号改正)

- ・ 障害児の移動のために自動車を運行するときは、乗車及び降車の際に、**点呼その他所在を確実に把握することが出来る方法**により障害児の所在を確認すること
- ・ 障害児の送迎を目的とした自動車に**見落としを防止する装置**をつけること



チェックシート等の活用による所在確認
と
児童送迎用車両への安全装置装備

⇒今後は実地指導等での確認ポイントに追加されます

「こどものバス送迎・安全徹底プラン」

所在確認や安全装置の装備の義務づけ

プラン P6 及び P7に記載のとおり、点呼等による児童の所在確認及び送迎用バスへの安全装置の装備を義務付けることとされているが、**障害児関係事業所も義務付けの対象**義務付けの範囲は次のとおり。

- 所在確認：すべての障害児通所支援事業所、障害児入所施設
- 安全装置：児童発達支援事業所（センターを含む。）、放課後等デイサービス

緊急対策① 安全装置の義務付け(1)

誰が運転・乗車するかわからず、バスの乗車・降車時に幼児等の所在の確認が確実にされるようにするため、府省令等の改正により、幼児等の所在確認と安全装置の装備を義務付ける。

(義務付けの内容)	(今後のスケジュール)
① 降車時等に点呼等により幼児等の所在を確認	令和4年11月 パブリックコメント
② 送迎用バスへの安全装置の装備	12月 公布
(法的効果等)	令和5年4月 施行※
・ 指導監査等において、各園側で適切な対応が行われているか確認	※②については、施行から1年間は経過措置を設ける
・ 義務違反は、業務停止命令等の対象事由。	経過措置として、安全装置を稼働するまでの間は、障害児に車内の確認を怠ることがないようにするための必要な代替措置を講ずる。
・ 当該命令違反は、罰則の対象事由となり得る。	

○所在確認・安全装置
令和5年4月1日から義務付け

○「送迎用バスへの安全装置の装備」
令和6年3月末までの経過措置あり



今年度末までに全ての対象車両に装備を

施設	改正府省令
幼稚園、幼稚園型認定こども園、特別支援学校	学校保健安全法施行規則（昭和三十三年文部省令第18号）
幼保連携型認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号）
保育所、保育所型認定こども園	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第6十三号） ※省令の改正に伴う条例の改正を要する。

※ 地方裁量型認定こども園（告示・条例）、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業（厚労省令・条例）、児童発達支援事業（厚労省令・条例）、放課後等デイサービス（厚労省令・条例）、認可外保育施設（通知）は、(1)内に記載した別途の措置を行う。
※ 小学校以上の学校（文科省令の幼稚園と同じ条文）、放課後児童クラブ（厚労省令）、保育所以外の児童福祉施設（助産施設、児童遊園、児童福祉センターを除く）（厚労省令・条例）、児童訪問型保育事業（厚労省令・条例）は、②は義務付けないが、(1)内に記載した措置により、保育所等と同様に、①を義務付ける。

「こどものバス送迎・安全徹底プラン」

安全管理マニュアル

プランにおいて策定された「こどものバス送迎・安全徹底マニュアル」について、**障害児通所支援事業所においても活用**すること。

こどものバス送迎・安全徹底マニュアル
甲府県立児童発達支援センター 山梨県立児童発達支援センター
山梨県立児童発達支援センター 山梨県立児童発達支援センター
山梨県立児童発達支援センター 山梨県立児童発達支援センター
山梨県立児童発達支援センター 山梨県立児童発達支援センター
山梨県立児童発達支援センター 山梨県立児童発達支援センター

みんなの点呼で
幼い生命を守る。

令和4年10月12日
内閣官房
内閣府
文部科学省
障害政策局

1. 毎日使えるチェックシート

○バス送迎をどなたが担当しても、確実に乗降としも致くことが重要です。
○最終ページのシートを印刷して運転手席に置き付けておくことで、乗降ともしがないかの確認を毎日確実に行いましょう。

※適用例

10月1日(月): (登園) / 降園

同乗職員は、バスに乗る こどもの数を数えた。

同乗職員は、バスから降りた こどもの数を数え、全員が降りたことを確認した。

同乗職員は、こどもの欠席について、出席管理責任者に確認した。

運転手は、バスを離れる前に、車内にこどもが残っていないことを、椅子の下まで見落としがないか見て、確認した。

運転手: _____
同乗職員: _____

上記報告を受けた: _____

「こどものバス送迎・安全徹底プラン」

「送迎用バスへの安全装置の装備」に係る補助事業

(1) 対象となる安全装置

「送迎用バスの安全装置」については、「**送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン**」(国土交通省)に適合したものであること。

なお、ガイドラインに適合する安全装置のリストが内閣府のHPで公表されているので参考にすること。

(掲載ページ) ※リストは随時更新

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/anzen/list.html>

(2) 対象事業所

山梨県内(甲府市を除く。)に所在する児童発達支援センター、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所

なお、**甲府市内に所在する事業所については、甲府市が補助事業の実施主体**となること。

(3) 補助基準額(令和4年度)

1台あたり17.5万円